

## 個人事業税の申告等について

令和元年分の所得税の確定申告時期が近づいてきました。領収書の整理や、経費の集計をされている方もいらっしゃると思いますが、意外と必要経費に入れ忘れてるのが「事業税」です。そこで今回は、個人事業税の申告等について説明します。

## (1) 個人事業税の納税義務者と申告・納付方法

個人事業税は、事務所又は事業所を設けて事業を営む個人に課せられます。個人事業者は、前年分の事業所得を3月15日までに、その事務所等の所在する都道府県に対し申告しなければなりません。年の中途に廃業した場合等を除き、所得税の確定申告書の提出により事業税の申告がされたものとみなされます。個人事業税を納付すべき事業者は、原則として、毎年8月に各都道府県税事務所から送られてくる納税通知書によって、8月及び11月に納付します。

## (2) 事業の認定基準

事業は、第1種事業、第2種事業及び第3種事業に分けられ（法定70業種）、ほとんどの事業が該当します。不動産貸付業と駐車場業は、所得税の計算上は同じ「不動産所得」となりますが、第1種事業において区分され、それぞれ「事業」としての貸付規模があるか以下のような認定基準があります。

## ① 不動産貸付業

用途	種類		貸付規模
住宅用	建物	一戸建	10棟以上
		マンション等	独立的に区画された一の部分の数が10室以上
	土地	10契約以上または貸付総面積が2,000㎡以上	
住宅用以外 (店舗等)	建物	独立家屋	5棟以上
		独立家屋以外	10室以上
	土地	10契約以上	

なお、貸付の規模には空室となっているものを含めます。また、複数の種類の貸付不動産を併せて所有する場合にはその合計数により、共有であっても持分割合を考慮せず全体で判定します。ただし、これらの認定基準に該当しない場合でも、都道府県によっては事業となる場合もありますので注意が必要です。

## ② 駐車場業

貸付の形態	貸付規模
構築物を有するもの	駐車可能台数が1台以上
上記以外（青空駐車場）	駐車可能台数が10台以上

## (3) 税額の算出方法（青色申告の場合）

$$(\text{不動産所得又は事業所得金額} + \text{青色申告特別控除額} - \text{損失の繰越控除額等} - \text{事業主控除額} (\ast 1)) \times \text{税率} (\ast 2)$$

※1 事業主控除額は年290万円（営業期間が1年未満の場合には月割額）

※2 3%～5%（不動産貸付業・駐車場業である第1種事業は5%）

## (4) 事業に該当しない所得について

所得税の確定申告書を提出した者で、事業に該当しない所得がある場合には、その部分に係る所得には事業税は課されません。例えば、賃貸マンション収入（12室）と貸駐車場収入（青空駐車場9台）がある個人で、賃貸マンションに係る所得金額が450万円、貸駐車場に係る所得金額が50万円とした場合（※）、駐車場から生ずる所得は「事業」とならないため、所得税の確定申告書第二表（住民税・事業税に関する事項欄）に以下のように記入します（青色申告特別控除額10万円の場）。

事業税	非課税所得など	番号	10	所得金額	500,000	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額			100,000		事業用資産の譲渡損失など		他都道府県の事務所等		

番号10：地方税法第72条の2に定める事業に該当しないものから生ずる所得

※それぞれの必要経費が明らかでない場合には、青色申告特別控除前の不動産所得金額をそれぞれの収入によって按分した金額となります。